国民健康保険料納入通知書等の印刷及び印字、封入封緘業務委託仕様書

（目的）

第１条　この仕様書は、国民健康保険料納入通知書等の印刷、印字及び封入封緘業務を委託するにあたり、本委託契約書に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて定めるとともに、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。また、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者間で協議するものとする。

（受託者の資格要件）

第２条　一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出ができること。

（交付するデータ）

第３条　本市が交付するデータは、CSV 形式の可変長データ又は PDF とする。

交付予定日：当初／当初特徴分　令和９年６月上旬頃

月次１　　令和９年６月７日（月）頃
月次２　　令和９年７月８日（木）頃
月次３　　令和９年８月９日（月）頃
月次４　　令和９年９月８日（水）頃
月次５　　令和９年１０月８日（金）頃
月次６　　令和９年１１月９日（火）頃
月次７　　令和９年１２月７日（火）頃
月次８　　令和１０年１月７日（金）頃
月次９　　令和１０年２月９日（水）頃
月次１０　令和１０年３月８日（水）頃
月次１１　令和１０年４月５日（水）頃
月次１２　令和１０年５月８日（月）頃

交付方法は総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用する。ただし、受託者が ISO/IEC27001、又は ISMS、JIS Q 27001 の認証を受けている企業が提供するオンラインストレージサービスを利用して収受する場合は、この限りではない。なお、LGWAN 回線などが使用できない場合に限り、発注者が提供する外部記録媒体を用いることとし、使用後の外部記録媒体は発注者に必ず返却すること。また、外部記録媒体の搬送は受注者の責において行い、施錠されたケース等を用いる等、安全対策に万全を期すこと。

本市が交付するデータの取扱いについては、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たって受託者は本市の指示に従うこと。

（１）データ件数　当初　　約４８，９１０件
月次１　約３００件
月次２　約３，０００件
月次３～１０　各約１，８００件
月次１１　約２，５００件
月次１２　約７００件

（２）ファイルレイアウト

制御等欄に桁区切りと記載がある項目は、受託者側で 3 桁ごとにカンマで区切るように編集

すること。

（３）文字コード等

行政事務標準文字（UTF－8、BOM 有り）、行政事務標準当用明朝フォント（IVS 実装版）を参照して作成した紀陽情報システム株式会社の独自フォントとする。フォントデータは TTF ファイルで交付する。

（成果品）

第４条　受託者が納入する成果品の種類及び件数は、次のとおりとする。なお、この成果品の作成及び作業の詳細は別紙により定める。

（１）　国民健康保険料納入通知書等の印刷

ア　保険料額決定通知書兼納入通知書　　約６９，８１０枚

イ　納付書　　約３４５，７１０枚（コンビニ・QRコード対応）

ウ　納入通知書発送用封筒の作成　　約６９，８１０枚

（郵便区内特別用、料金後納用を含む。）

エ　国保年金課からお知らせ　　約５０，０００枚

（２）　データ印字

当初　　約４８，９１０件

月次１　約３００件

月次２　約３，０００件

月次３～１０　各約１，８００件

月次１１　約２，５００件

月次１２　約７００件

（３）　納入通知書等の封入封緘処理

当初　　約４８，９１０件

月次１　約３００件

月次２　約３，０００件

月次３～１０　各約１，８００件

月次１１　約２，５００件

月次１２　約７００件

※印字テストは１００件程度を２回行う予定。テストしたものは別途納入すること。

※コンビニ収納バーコード及び地方税統一ＱＲコード読取テストが必要となるため､テストデータを印字した納入通知書（ＯＣＲ・１０期用）２５０セットを準備し、別途納入すること。

（４）　成果品の差替え対応

成果品について差替えが必要なものについて、受託者にて抜取り作業を行うこと。また、本市で印刷できるよう以下のいずれかの方法を取ること。

ア　本市が交付する差替えデータから保険料額決定通知書兼納入通知書のPDFデータを生成し、LGWANを使用するなど安全性が十分確保された方法で本市に提供する。

イ　本市が庁内システムで印刷できるよう庁内システムに合わせた保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書を作成し、別途１，０００セット納品する。

（納入日、納入場所）

第５条　受託者は、成果品を本市の立会いのもと、本市が指定する日時に和歌山中央郵便局及び和歌山南郵便局へ搬入する。また、本市が指定した抜取分と余剰分は和歌山市役所へ納入する。

なお、成果品の納入に加え、第４条．成果品の（１）については、ＰＤＦデータ（表面、裏面ともに）でも納品すること。

受託者は、納品枚数の内訳一覧について、納入日の前日午前中までに本市にメールで送付すること。

（処理日程）

第６条　処理日程については、本市と受託者間で協議して決定する。

（データの保管及び廃棄）

第７条　受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管に当たっては、紛失等の事故が起こることのないよう受託者の責任のもとに厳重に管理するとともに、その廃棄に当たっては、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（収受方法及び搬送）

第８条　本市が交付するデータ及び受託者の納入する成果品の収受方法については、別紙のとおりとする。この場合において、受託者は、本市の確認を受けるとともに、その搬送に当たっては、受託者の責任のもとに慎重に扱わなければならない。

（報告又は資料の提出）

第９条　受託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、個人情報の管理状況の履行について書面で報告しなければならない。また、本市は、本市が指定する範囲において監査ができるものとし、受託者は、本市から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１０条　受託者は、受託業務処理中に事故が発生したときは、直ちに本市に報告するとともに、本市の指示を受けなければならない。

（疑義の質問について）

第１１条　入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

国民健康保険料納入通知書等の印刷及び印字、封入封緘業務委託仕様書（詳細）　　別引糸氏

１　委託業務名　　国民健康保険料納入通知書等の印刷及び印字、封入封緘業務委託仕様書

２　委託業務の内容

（１）保険料額決定通知書兼納入通知書等の印刷

ア　保険料額決定通知書兼納入通知書の印刷

品名　国民健康保険料額決定通知書兼納入通知書

規格　１．紙質　　上質紙５５Ｋ

２．サイズ　　１２インチ×８．５インチ（A4 サイズ）

３．刷色　　フルカラー

数量　約６９，８１０枚

※帳票のデザインについては、標準仕様書に準拠した帳票レイアウトを基本とするが、高齢者や障害者等を含む全ての利用者が内容を容易に理解できるよう、色覚への配慮等ユニバーサルデザインの観点から工夫されたレイアウトを採用すること。

ただし、差替え対応用を別途本市に１，０００セット納品し、本市の庁内システムで印字をする場合は、別途納品する帳票は本市庁内システムでの印字位置に合わせたレイアウトとすること。

イ　納付書の印刷

品名　国民健康保険料納付書（１０期用）

規格　１．紙質　　ＯＣＲ用紙７２Ｋ

２．サイズ　　４．５インチ×８．２７インチ

３．刷色　　１－１

数量　３４５，７１０枚

※上記とは別に、令和９年５月に１，０００セット（１０，０００枚）先行納品すること。

（過年度随時は納付書１枚、それ以外は１～１０枚を１セットとしてカウント）

ウ　納入通知書発送用封筒の作成

品名　納入通知書発送用封筒

規格　１．紙質　　窓あき封筒洋型（紙色…茶色）

２．サイズ　　封筒　１２０mm×２３５mm

グラシン窓　４５mm×９０mm

（窓あき部分の位置は、封筒の上辺から１２mm～１３mm

左辺から２３mm～２５mmの間隔が必要）

３．刷色　　１色（黒）

４．種類　　郵便区内特別及び料金後納用アラビアのり付又はアドヘアのり付

数量　６９，８１０枚

内訳：郵便区内特別用　約５９，８１０枚、料金後納用　約１０，０００枚
（年次・月次ともに発送局ごとの通数によって区内特別用と後納用で封筒は分けること。）

エ　国保年金課からのお知らせの印刷

品名　国保年金課からのお知らせ

規格　１．紙質　　上質７０Ｋ
　　２．サイズ　　Ａ４（３折り）
　　３．刷色　　両面カラー

数量　５０，０００枚

※印刷物のうち（１）は指定枚数を本市が指定する日に納品すること。
※その他同封物として、本市から「国保ガイド」及び「口座振替依頼書」、「薬のギモンにお答えします！」、「柔道整復師・鍼灸師のかかり方」等を本市が指定する日に提供する。
※（１）ウについては、（１）アからイを封入した際、宛名等が見えるような規格とする。
※校正は３回程度とする。

（２）データ印字

ア　データ印字予定件数　　当初　　４８，９１０件
　　月次１　約３００件
　　月次２　約３，０００件
　　月次３～１０　各約１，８００件
　　月次１１　約２，５００件
　　月次１２　約７００件

イ　データ交付予定日　　当初／当初特徴分　令和９年６月上旬頃
　　月次１　　令和９年６月７日（月）頃
　　月次２　　令和９年７月８日（木）頃
　　月次３　　令和９年８月９日（月）頃
　　月次４　　令和９年９月８日（水）頃
　　月次５　　令和９年１０月８日（金）頃
　　月次６　　令和９年１１月９日（火）頃
　　月次７　　令和９年１２月７日（火）頃
　　月次８　　令和１０年１月７日（金）頃
　　月次９　　令和１０年２月９日（水）頃
　　月次１０　令和１０年３月８日（水）頃
　　月次１１　令和１０年４月５日（水）頃
　　月次１２　令和１０年５月８日（月）頃

ウ　保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書は、受託者においてデータ印字すること。本市で作成したデータ（複数ファイル）を交付するので、各帳票へ印字すること。

エ　データ印字する項目のうち、日付に係る項目については、西暦と和暦（または併記）、それぞれ混在する場合があるが、本市から交付するデータどおり、各帳票へ印字すること。

オ　テスト印字

本市からテスト用のデータと外字データを交付するので、保険料額決定通知書兼納入通知書及び納付書へテスト印字を行い、下記のカに掲げるテスト確認を行い、本番作業前までに本市の承認を得ること。

テストデータ交付予定

①令和９年６月当初賦課の本番作業前　令和９年５月中旬

②令和９年６月更正通知の本番作業前　令和９年５月下旬

※テスト印刷分については、仕様書に示す数量には含めないものとする。

カ　　テスト確認

①段ずれ、位置ずれ、にじみ、印字不良等が起きていないか

②指定された枠内に印字されているか

③各項目は指定された位置に印字されているか

④外字等により出力できていない文字等がないか

⑤住所・氏名・金融機関・口座名義人などの文字数が多い対象者の情報が通知書内に正しく表示できているか

⑥本名・通称名・併記名が通知書内に正しく表示できているか

⑦住民票の住所地と相違する送付先の変更をしている対象者の送付先情報が通知書内に正しく表示できているか

⑧和歌山市外へ転出した住所地特例対象者のうち和歌山市へ再転入した被保険者の所得情報などが通知書内に正しく表示されているか

⑨住所地特例対象者の他の世帯員の市民税課税または非課税情報が通知書内に正しく表示できているか

⑩窓あき封筒部分に必要な印字情報が正しく表示できているか

⑪返戻管理に使用する通知書内のQRコードの読み込みができているか

⑫データ数と打ち出し帳票数が合っているか

⑬帳票の破損や汚損がないか。全ての工程内で生じた破損、汚損等は再度印字・製本等行うとともに、独自で廃棄せず全ての現物を返却すること。再度印字・製本等を行なった範囲、状況等をまとめて報告すること。

キ　コンビニ収納バーコード読み取りテスト

受託者は、コンビニ収納バーコード読み取りテスト実施のためのテスト用紙（１回につき２５０枚）を準備し、うち５８枚にバーコード読み取りテストデータを印字して本市に納入するものとする。（内訳：収納料金４９，９９９円を４０枚、５０，０００円を１８枚）

なお、令和９年３月末日までに提携コンビニによるバーコード読み取りテストが完了すること。

※提携コンビニの読取テストが合格するまで、テストを複数回繰り返すこともあります。その都度、テスト用紙を準備すること。

ク　地方税統一ＱＲコード読み取りテスト

受託者は、地方税統一ＱＲコード読み取りテスト実施のためのテスト用紙（１回につき３００枚）を準備し、うち本市が指定する枚数に地方税統一ＱＲコード読み取りテストデータを印字して本市に納入するものとする。

※読取テストが合格するまで、テストを複数回繰り返すこともあります。その都度、テスト用紙を準

備すること。

ケ　郵便局カスタマーバーコードの読み取りテスト

受託者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を本市へ報告すること。バーコード仕様の詳細は、郵便局ホームページに掲載されているバーコードマニュアルを参照すること。

コ　その他

受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。

（3）納入通知書等の封入封緘処理内容

ア　交付するデータ等の内容

①　納入通知書の交付予定件数

当初		納付書用		特徴継続・口座用
合　　計		２４，０００件	件	２２，６００件
内訳	郵便区内特別（和歌山中央）	１７，０００件	件	１６，０００件
	郵便区内特別（和歌山南）	５，０００件	件	５，０００件
	料金後納	２，０００件	件	１，６００件
同封物		・納付書１～１０枚 ・国保年金課からのお知らせ ・国保ガイド ・薬のギモンにお答えします！ ・柔道整復師・鍼灸師のかかり方		・国保年金課からのお知らせ ・国保ガイド ・薬のギモンにお答えします！ ・柔道整復師・鍼灸師のかかり方

※納付書用については対象ごとに納付書の封入数が変わる見込み。印字データ提供時に封入する納付書の枚数別にソートして提供予定。

当初特徴		併徴用 （４期）	特徴停止用 （６期）	特徴停止用 （１期）	特徴完納用 （８月または１０月から特徴停止）
合　　計		１，１００件	１，０００件	１０件	２００件
内訳	郵便区内特別 (和歌山中央)	７５０件	７１０件	６件	１１０件
	郵便区内特別 （和歌山南）	２５０件	２１０件	２件	６０件
	料金後納	１００件	８０件	２件	３０件
同封物		・納付書４枚 ・１０月から特別徴収開始通知 ・国保年金課からのお知らせ ・国保ガイド ・薬のギモンにお答えします！ ・柔道整復師・鍼灸師のかかり方	・納付書６枚 ・１０月から特別徴収停止通知（１０月から普通徴収開始） ・国保年金課からのお知らせ ・国保ガイド ・薬のギモンにお答えします！ ・柔道整復師・鍼灸師のかかり方	・納付書１枚 ・１０月から特別徴収停止通知（１０月普通徴収） ・国保年金課からのお知らせ ・国保ガイド ・薬のギモンにお答えします！ ・柔道整復師・鍼灸師のかかり方	・４月特別徴収で完納通知および ６月特別徴収で完納通知および ８月特別徴収で完納通知 ・国保年金課からのお知らせ ・国保ガイド ・薬のギモンにお答えします！ ・柔道整復師・鍼灸師のかかり方

月次１～１２		納付書用	特徴・口座用	過年度用
料金区内・後納		３００～2，５００件	２００～４５０件	１００～８００件
社保離脱･転入等による新規賦課	件数			
	同封物			
死亡･転出による賦課更正	件数			
	同封物			
社保加入による賦課更正	件数			
	同封物			
介護該当による賦課更正	件数	４０件	２０件	
	同封物	介護通知	介護通知	
特定同一による賦課更正	件数	５０件	５０件	
	同封物	特定同一通知	特定同一通知	
遡及加入･所得更生等による賦課更正	件数			
	同封物			なし

※月次２・３は平均よりも増加する場合があります。

② 同封物 納付書 約３４５，７１０枚

国保年金課からのお知らせ、国保ガイド、口座振替依頼書、「薬のギモンにお答えします！」、「柔道整復師・鍼灸師のかかり方」等 各５０，０００部

年次処理における特徴に関する通知物６種類 約２，３１０件

月次処理における特定同一・介護適用による賦課更正 約２，０００枚

イ 処理方法

① 国民健康保険料額決定通知書兼納入通知書（納付書用）については、データ印字後、三つ折りにし、対象者の納付書と合わせて同封物とともに、（５）の郵便管轄区分に従い納入通知書発送用封筒に封入封緘すること。

② 国民健康保険料額決定通知書兼納入通知書（特徴・口座用）については、データ印字後、三つ折りにし、同封物ともに、（５）の郵便管轄区分に従い納入通知書発送用封筒に封入封緘すること。

③ 国民健康保険料額決定通知書兼納入通知書（過年度用）については、データ印字後、三つ折りにし、対象者の納付書と合わせて同封物とともに、（５）の郵便管轄区分に従い納入通知書発送用封筒に封入封緘すること。

④ 同封物については、三つ折りにし、同封すること。

⑤ 封入後、宛名欄（郵便番号・住所・氏名・カスタマーバーコード・連番・通知書番号・ＱＲコード）が、封筒の窓から完全に見える状態になっていること。

⑥ 郵便区内特別分は、封筒の表面の見やすいところに「郵便区内特別」の文字を明瞭に表示すること（封筒に直接印字している、または、封筒の窓から見える状態である等）。

（４）抜き取り作業

ア 納入通知書の抜き取り予定通数	当初	約３００件
	月次１	約３０件
	月次２	約１５０件
	月次３～１２	各約８０件
イ 抜き取り対象リストの交付予定日	当初	令和９年６月上旬
	月次１～１２	データ交付日と同日

ウ 本市が別途指定する対象者（被保険者番号、氏名漢字で指定する）については、受託者において、成果品を納入する前に抜き取り作業を行うこと。また、抜き取った通知書等は、成果品の納入時に本市へ返納すること。ただし、抜き取り対象の通知書等についてそもそも印字していない場合は、その PDF データを本市へ納品すること。リスト交付日以降の抜き取りは可能な限り対応し、抜き取った成果品は本市へ返納すること。

（５）成果品の納入

ア 納入日	当初	令和９年６月１０日頃
	月次１	令和９年６月１０日頃
	月次２	令和９年７月１３日頃
	月次３	令和９年８月１３日頃
	月次４	令和９年９月１３日頃
	月次５	令和９年１０月１３日頃
	月次６	令和９年１１月１２日頃
	月次７	令和９年１２月１０日頃
	月次８	令和１０年１月１３日頃

月次９　令和１０年２月１０日頃
月次１０令和１０年３月１３日頃
月次１１令和１０年４月１３日頃
月次１２令和１０年５月１２日頃

イ　封入封かん後の成果品（当初分）については、以下の分類に基づいて箱詰めを行い、本市の立会いの上、以下の郵便管轄区分に則って和歌山中央郵便局及び和歌山南郵便局へ搬入すること。また、各箱への表示を以下のとおりに行い、送付種別ごとの箱数及び一通当たりの料金、形状（サイズ）、重量、通数を記載した票を作成すること。票は納入日の前日午前中までに本市にメールで送付すること。

成果品（月次１～１２）については、本市へ重さ通数等を納入日の前日午前中までに本市にメールで連絡の上、郵便局へ搬入すること。

区分（箱表示）		搬入先
1	納付書用・(郵便区内特別・和歌山中央)	和歌山中央郵便局
2	納付書用・(郵便区内特別・和歌山南)	和歌山南郵便局
3	納付書用・(料金後納)	和歌山中央郵便局
4	併徴用・(郵便区内特別・和歌山中央)	和歌山中央郵便局
5	併徴用・(郵便区内特別・和歌山南)	和歌山南郵便局
6	併徴用・(料金後納)	和歌山中央郵便局
7	特徴停止用・６期用（郵便区内特別・和歌山中央)	和歌山中央郵便局
8	特徴停止用・６期用（郵便区内特別・和歌山南)	和歌山南郵便局
9	特徴停止用・６期用（料金後納)	和歌山中央郵便局
10	特徴停止用・１期用（郵便区内特別・和歌山中央)	和歌山中央郵便局
11	特徴停止用・１期用（郵便区内特別・和歌山南)	和歌山南郵便局
12	特徴停止用・１期用（料金後納)	和歌山中央郵便局
13	特徴・口座用　（郵便区内特別・和歌山中央)	和歌山中央郵便局
14	特徴・口座用　（郵便区内特別・和歌山南)	和歌山南郵便局
15	特徴・口座用　（料金後納)	和歌山中央郵便局

※箱への表示
1 → 郵便区内特別（中央）納付書用
2 → 郵便区内特別（南）　納付書用
3 → 料金後納　　納付書用
4 → 郵便区内特別（中央）併徴用
5 → 郵便区内特別（南）　併徴用
6 → 料金後納　　併徴用
7 → 郵便区内特別（中央）特徴停止用・６期
8 → 郵便区内特別（南）　特徴停止用・６期
9 → 料金後納　　特徴停止用・６期

10　→　郵便区内特別（中央）納付書用・１期
11　→　郵便区内特別（南）　納付書用・１期
12　→　料金後納　　納付書用・１期
13　→　郵便区内特別（中央）特徴・口座
14　→　郵便区内特別（南）　特徴・口座
15　→　料金後納　　特徴・口座

１～３については封入した納付書の枚数ごとに箱を分けること。

※郵便管轄区分

郵便区内特別（中央）　〒６４０－０１××、〒６４０－８×××及び〒６４９－６３××
郵便区内特別（南）　〒６４１－××××
料金後納　　上記以外

ウ　各郵便局への搬入は、郵便区分に分けて行う必要があるため、委託業者において、成果品を運搬車に積載する際は、その方法に配慮すること。

エ　国保年金課からのお知らせ等当初分の同封物は、本市の指示に従い、国保年金課へ返納すること

オ　受託者は、封入封緘の処理においてバーコード等で品質管理を行い、作業結果に誤りが無いことが確認できる記録の処置を講じること。

カ　搬入した通数と郵便局が受領した通数が異ならないように、紛失、飛散防止等の処置を講じること。また、搬入した通数と郵便局が受領した通数が異なった場合、受託者の責任により原因を調査し、書面により本市に報告すること。

裏面もお読みください

《国保年金課からのお知らせ》

○ 令和８年度和歌山市国民健康保険料率の改定について

和歌山市では、加入者の皆さまの負担を抑えるため、医療費の適正化や補助金の活用等に取り組み、国民健康保険事業の持続可能な運営に努めています。しかし、近年加入者の減少や医療の高度化に伴い１人当たりの医療費が上昇し、県へ納めるべき納付金（本来必要とする標準保険料）も増加しており、その結果、現行保険料との差が年々拡大し、保険料収入の不足により国民健康保険財政が悪化しています。

こうした状況を踏まえ、令和７年度には保険料率の改定を行い、不足分を縮小することができました。しかし、依然として必要な保険料水準には達しておらず、収入不足が生じる見込みです。

このような収支状況や第三期和歌山県国民健康保険運営方針により、令和12年度に県内の保険料水準の統一が目指されていることから、令和８年度は繰越金の活用によって急激な負担増を抑えながら、保険料率の見直しを実施していくこととしました。

また、子育て世帯への経済的支援を拡充するため、令和８年度から新たに「子ども・子育て支援納付金」の徴収が始まり、保険料から負担していただくことになります。

将来にわたって安心して国民健康保険をご利用していただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※実際の保険料については同封している決定通知書にてご確認ください。

保険料水準の統一とは？

和歌山県は令和６年３月に『第三期和歌山県国民健康保険運営方針』を策定し、令和１２年度から県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料を支払う「完全統一」を目指しています。

どうして和歌山県が関係するの？

国民健康保険は平成３０年度以降、都道府県単位で運営することとなりました。県がまとめて医療費を負担し、市は定められた納付金を県へ支払います。この納付金を支払うために必要な保険料の目安として、県は標準保険料を示しています。

子ども・子育て支援金制度とは？

「子ども・子育て支援金制度」は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

○ 今年度中に満７５歳に達する方の国民健康保険料について

満７５歳到達後、後期高齢者医療保険に移行されることから、国民健康保険料はあらかじめ**満７５歳に達する前月までの必要な料金のみを計算し、均等に振り分けています。**

（※被保険者数が２人から１人になる世帯は保険料を再計算し更正される場合があります。）

満７５歳到達月以降の後期高齢者医療保険料については、保険総務課から別途通知があります。

また、現在、国民健康保険料を口座振替で納付されていても、後期高齢者医療保険料の口座振替には引き継がれません。口座振替を希望される方は、保険総務課へお問い合わせください。

○ 今年度中に満６５歳に達する方の国民健康保険料（介護分）について

満６５歳到達後、介護保険第１号被保険者に移行されることから、国民健康保険料の介護分はあらかじめ**満６５歳に達する前月までの必要な料金のみを計算し、均等（通常１０回）に振り分けています。**したがって、**年齢到達時に国民健康保険料の再計算をして減額されるということはありません。**

満６５歳到達月以降の介護保険料については、介護保険課から別途通知があります。

○ 非自発的失業者の国民健康保険料の算定について

対象者…雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者であって受給資格を有する者」

減額期間…離職日の翌日から翌年度末まで　**減額措置**…対象者の前年の給与所得を30/100として算定します。

※特定受給資格者・特定理由離職者とは、倒産・解雇等により離職した方、期間の定めのある労働契約が更新されず離職した方などで、ハローワーク（職業安定所）で認定された方をいいます。

届出方法…雇用保険受給資格者証をご持参のうえ、市役所１階国保年金課⑧番窓口へ届け出てください。

令和８年６月

○ マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすと、オンラインで医療保険の資格確認ができます。

ご利用には、マイナンバーカード取得後、医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダー、「マイナポータル」(政府運営のオンラインサービス)、セブン銀行のATM等で、健康保険証利用の事前申込が必要です。

※利用できる医療機関・薬局については厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

詳しくは「マイナポータル」、またはマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へお問い合わせください。

○ 令和８年１月２日以降に和歌山市に転入された方について

上記の方については、基本額で保険料が計算されている場合があり、前年の所得調査により２期以降の更正で減額もしくは増額になる可能性があります。

○ 国民健康保険の加入・脱退等の届出について　（届出は14日以内に）

世帯に次のような異動があったときは資格確認書（お持ちの方のみ）、世帯主と異動者の個人番号の通知カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）、および（　）内の書類を添えて、市役所１階国保年金課⑧番窓口へ届け出てください。

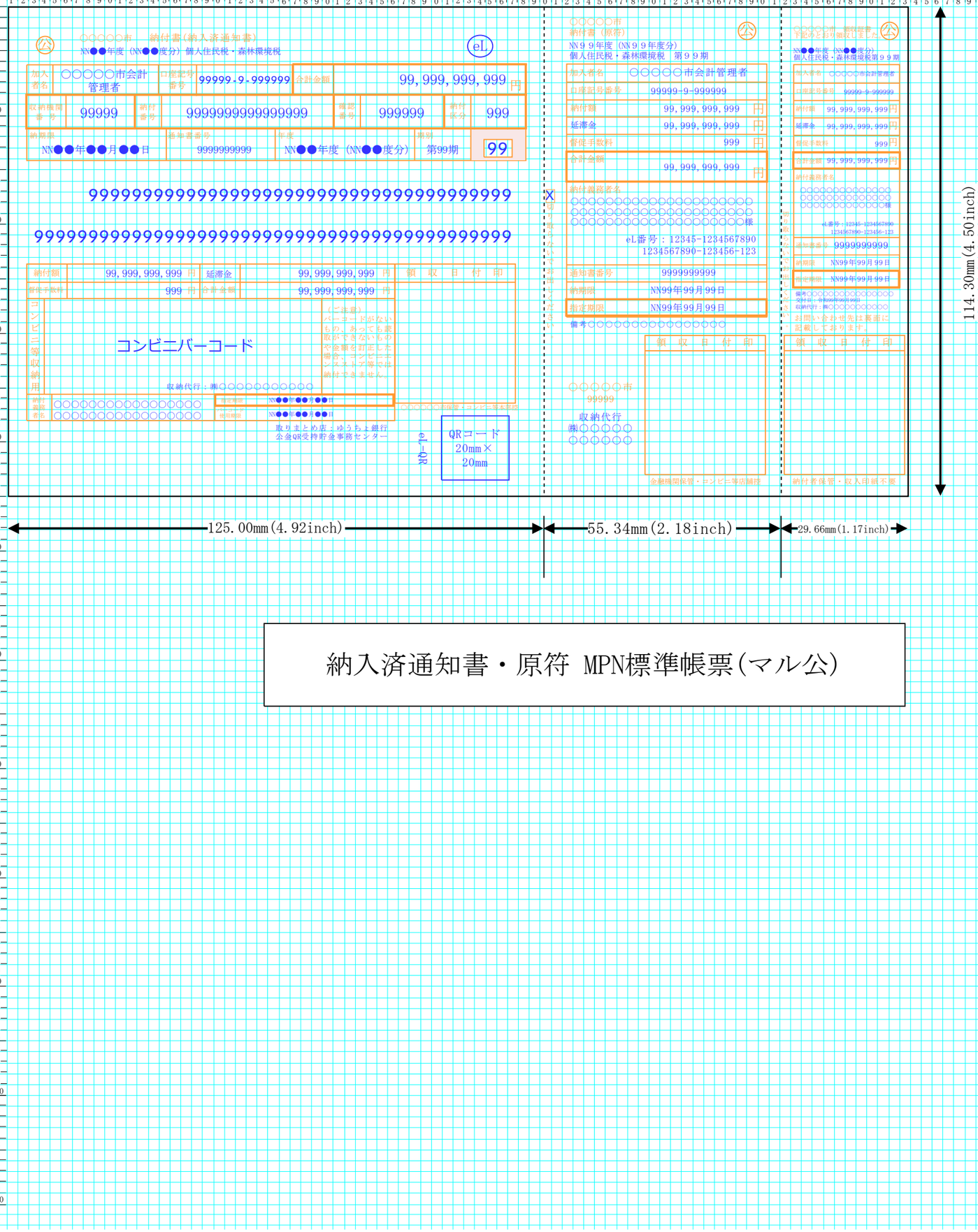
①就職または健康保険の扶養家族になったとき（**職場の資格確認書または資格情報のお知らせ**）
②退職または健康保険の扶養家族からはずれたとき（**健康保険の資格喪失を証明するもの**）
③転入（和歌山県内から転入の方は「資格取得年月日確認書」）　④転出　⑤出生（母子手帳）
⑥死亡（埋火葬許可証、死亡診断書など）
⑦生活保護の開始または廃止（生活保護被保護証明書）
⑧住所変更、世帯主変更、世帯合併、世帯分離、氏名変更など

また、国民健康保険の加入・脱退等一部の手続きについては、市役所のほか、各サービスセンターでも受付業務を行っています。

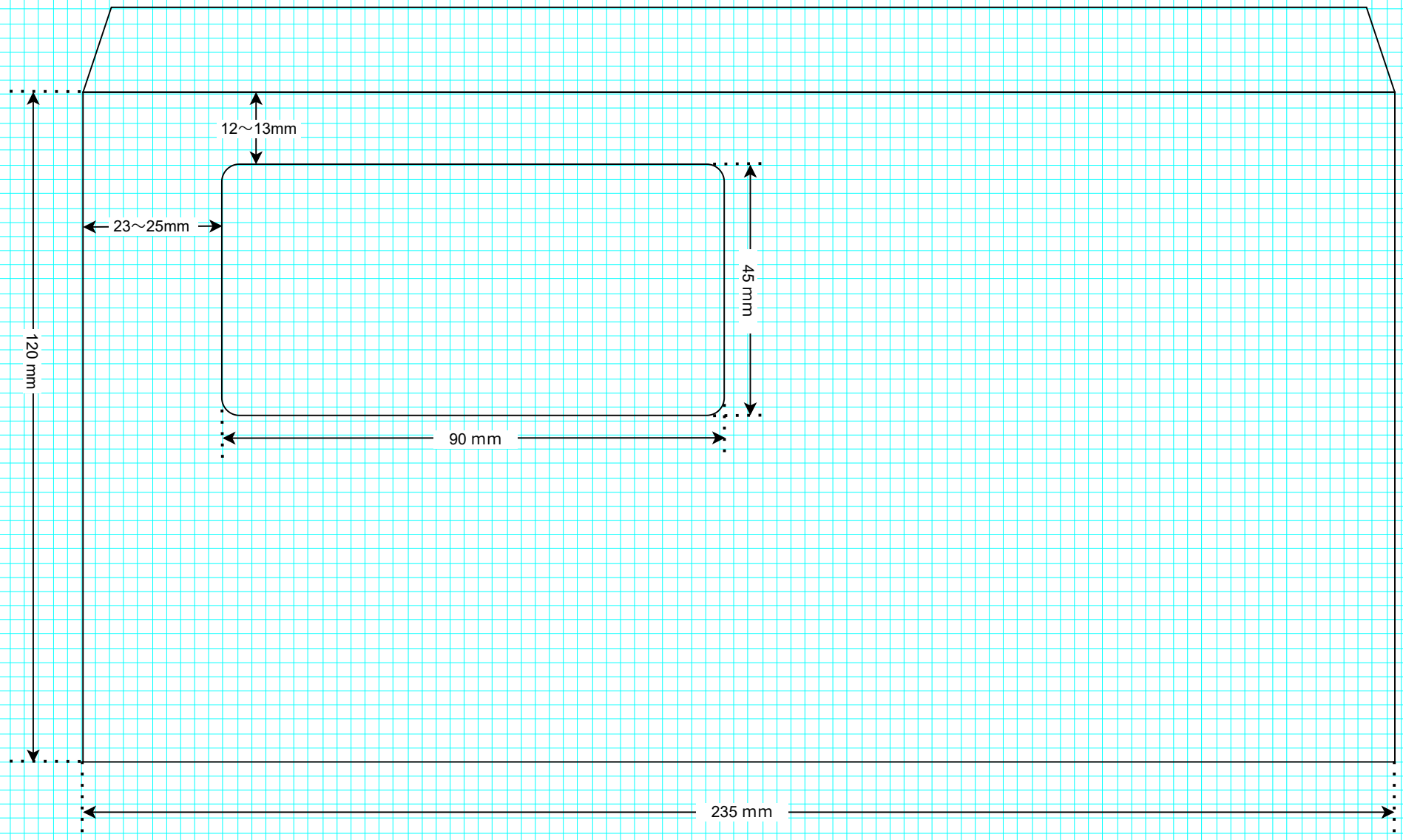
★お問い合わせ・届出先★

〒６４０－８５１１　　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市役所　国保年金課　資格賦課班　　℡　435-1057（直通）　（１Ｆ⑧番窓口）
午前８：３０～午後５：１５（土、日、祝日休）※毎週木曜日のみ　午前８：３０～午後７：００です。

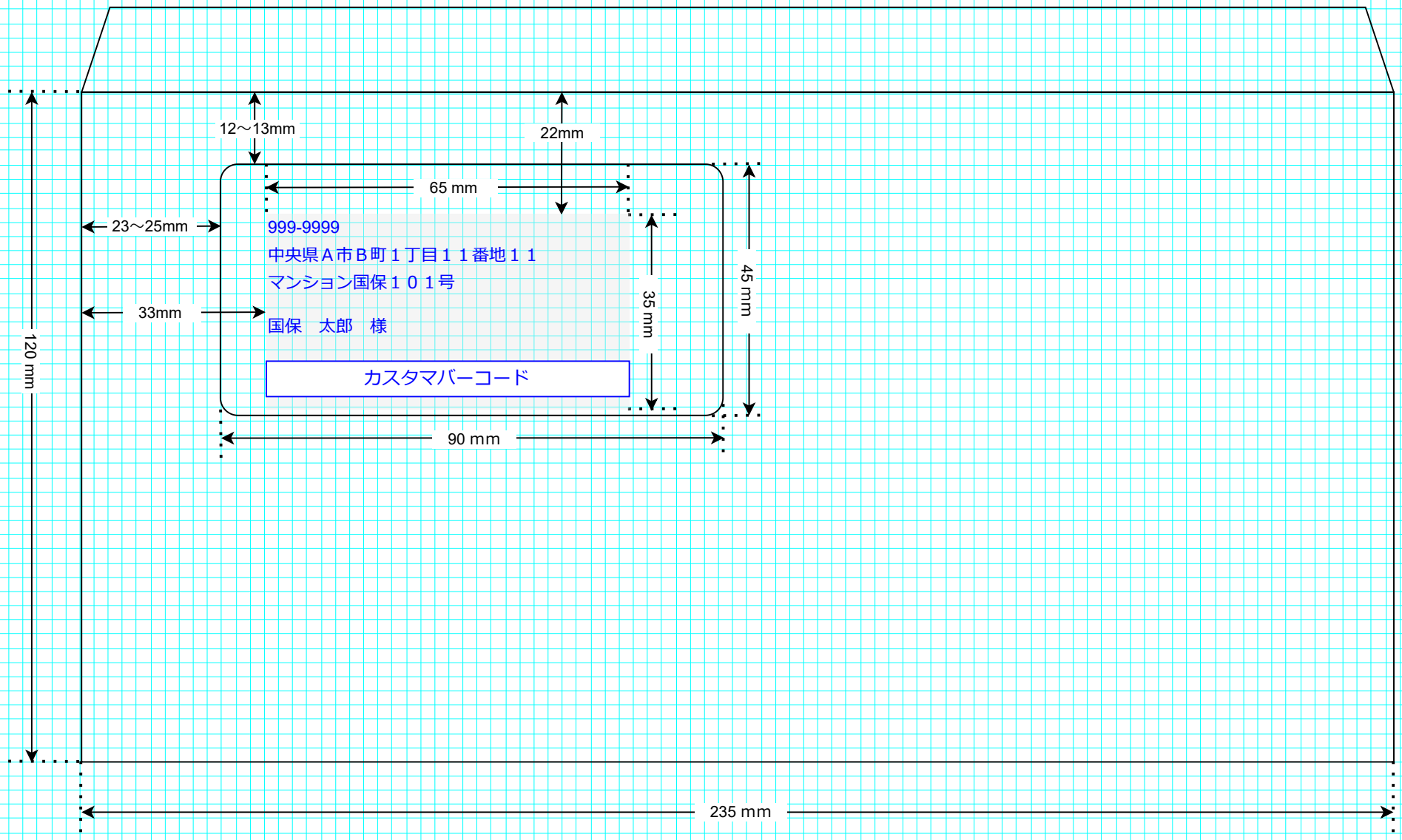
令和８年６月



納入済通知書・原符 MPN標準帳票(マル公)



洋形０封筒（120mm×235mm）



洋形０封筒（120mm×235mm）
※ 印字イメージあり

帳票イメージ

(1-1) (272)

元号99 年度　国民健康保険税　納入通知書

(2) 999-9999
(287) 中央県Ａ市Ｂ町
(288) １丁目１１番地１１
(289) マンション国保１０１号
(5) 国保　太郎　様
(290) （RKK　太郎　様分）

(266) QR コード

(9) カスタマバーコード

(542) 年　月　日

(7) ○○市長
(6) 国保　市長

(8) 印

〈お問い合わせ先〉
(268) 〒 000-0000
(269) ○○市○○町1丁目2番3号
(270) 国保課
(271) 電話　000-000-0000

金融機関名	(10) ○銀行○○支店				
口座種別	(12) 通	振替区分	(543)	口座番号	(13) 99999999
名義人	(11) クホ　タロウ				
納組コード	(14) 999999	納組名称	(15) ○○○○○地区		

納税義務者	(16) 保　太郎		
生年月日	(17) 号99年99月99日	性別	(18) 男
住所	(19) ○市○○町1丁目2番3号 ○○○○団地		

(20) 特別徴収の欄に金額の記載がある月は、年金からの天引きになります。普通徴収の欄に金額の記載がある期別は、口座振替による納付又は、納付書での納付をお願いします。
既に口座振替を依頼されている場合は、この通知書には納付書を同封しておりません。

(1-2) 元号99 年度　国民健康保険税の算定明細

被保険者番号 (22) 9999999　通知書番号 (23) 9999999

区分	医療分 課税標準額	医療分 税率	医療分 税額（円）	支援金分 課税標準額	支援金分 税率	支援金分 税額（円）	介護分 課税標準額	介護分 税率	介護分 税額（円）	子ども分 課税標準額	子ども分 税率	子ども分 税額（円）
所得割	999,999,999円 (24)	× 9.99% (25)	999,999,999 (26)	999,999,999円 (27)	× 9.99% (28)	999,999,999 (29)	999,999,999円 (30)	× 9.99% (31)	999,999,999 (32)	999,999,999円 (511)	× 9.99% (512)	999,999,999 (513)
資産割	999,999,999円 (33)	× 9.99% (34)	999,999,999 (35)	999,999,999円 (36)	× 9.99% (37)	999,999,999 (38)	999,999,999円 (39)	× 9.99% (40)	999,999,999 (41)	999,999,999円 (514)	× 9.99% (515)	999,999,999 (516)
均等割	(42) 999人	9,999円 (43)	999,999,999 (44)	(45) 999人	9,999円 (46)	999,999,999 (47)	(48) 999人	9,999円 (49)	999,999,999 (50)	(517) 999人	9,999円 (518)	999,999,999 (519)
平等割額	(51)		999,999,999	(52)		999,999,999	(53)		999,999,999	(523)		999,999,999
合計（A）	(54)		999,999,999	(55)		999,999,999	(56)		999,999,999	(524)		999,999,999
軽減額	軽減区分 (57)	7割	999,999,999	軽減区分 (64)	7割	999,999,999	軽減区分 (71)	7割	999,999,999	軽減区分 (525)	7割	999,999,999
	所得割額 (58)		999,999,999	所得割額 (65)		999,999,999	所得割額 (72)		999,999,999	所得割額 (526)		999,999,999
	均等割額 (59)		999,999,999	均等割額 (66)		999,999,999	均等割額 (73)		999,999,999	均等割額 (527)		999,999,999
	平等割額 (60)		999,999,999	平等割額 (67)		999,999,999	平等割額 (74)		999,999,999	平等割額 (529)		999,999,999
	軽減額計（B） (63)		999,999,999	軽減額計（B） (70)		999,999,999	軽減額計（B） (76)		999,999,999	軽減額計（B） (535)		999,999,999
限度超過額(C)	(77)		999,999,999	(78)		999,999,999	(79)		999,999,999	(536)		999,999,999
増減病整額(D)	(80)		999,999,999	(81)		999,999,999	(82)		999,999,999	(537)		999,999,999
条例減免額(E)	(83)		999,999,999	(84)		999,999,999	(85)		999,999,999	(538)		999,999,999
減免額（F）	(86)		999,999,999	(87)		999,999,999	(88)		999,999,999	(539)		999,999,999
年税額（A－B－C＋D－E－F）	① (89) 999,999,999			② (90) 999,999,999			③ (91) 999,999,999			④ (540) 999,999,999		

徴収方法	特別徴収 (93)	年税額（①＋②＋③＋④）	(92) 999,999,999
特別徴収義務者	厚生労働大臣 (94)		
特別徴収対象年金	老齢基礎年金 (95)		
特別徴収対象年金額	(96) 999,999,999 円		

(541) ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたり 99,999,999 円）を含んでいます。
また、軽減額の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

国民健康保険税個人明細書

通知書番号 99(97)99

被保険者氏名	有資格者月数（上段：医療・支援金・子ども、下段：介護） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	未申告該当	所得割	資産割
(98) 国保　太郎	(291)	(292)	(293)	(294)	(295)	(296)	(297)	(298)	(299)	(300)	(301)	(302)	(109) 有	(103) 999,999,999	(107) 999,999,999
	(303)	(304)	(305)	(306)	(307)	(308)	(309)	(310)	(311)	(312)	(313)	(314)			
(112) 国保　花子	(315)	(316)	(317)	(318)	(319)	(320)	(321)	(322)	(323)	(324)	(325)	(326)	(123)	(117) 999,999,999	(121) 999,999,999
	(327)	(328)	(329)	(330)	(331)	(332)	(333)	(334)	(335)	(336)	(337)	(338)			
(126)	(339)	(340)	(341)	(342)	(343)	(344)	(345)	(346)	(347)	(348)	(349)	(350)	(137)	(131)	(135)
	(351)	(352)	(353)	(354)	(355)	(356)	(357)	(358)	(359)	(360)	(361)	(362)			
(140)	(363)	(364)	(365)	(366)	(367)	(368)	(369)	(370)	(371)	(372)	(373)	(374)	(151)	(145)	(149)
	(375)	(376)	(377)	(378)	(379)	(380)	(381)	(382)	(383)	(384)	(385)	(386)			
(154)	(387)	(388)	(389)	(390)	(391)	(392)	(393)	(394)	(395)	(396)	(397)	(398)	(165)	(159)	(163)
	(399)	(400)	(401)	(402)	(403)	(404)	(405)	(406)	(407)	(408)	(409)	(410)			
(168)	(411)	(412)	(413)	(414)	(415)	(416)	(417)	(418)	(419)	(420)	(421)	(422)	(179)	(173)	(177)
	(423)	(424)	(425)	(426)	(427)	(428)	(429)	(430)	(431)	(432)	(433)	(434)			
(182)	(435)	(436)	(437)	(438)	(439)	(440)	(441)	(442)	(443)	(444)	(445)	(446)	(193)	(187)	(191)
	(447)	(448)	(449)	(450)	(451)	(452)	(453)	(454)	(455)	(456)	(457)	(458)			
(196)	(459)	(460)	(461)	(462)	(463)	(464)	(465)	(466)	(467)	(468)	(469)	(470)	(207)	(201)	(205)
	(471)	(472)	(473)	(474)	(475)	(476)	(477)	(478)	(479)	(480)	(481)	(482)			
(210)	(483)	(484)	(485)	(486)	(487)	(488)	(489)	(490)	(491)	(492)	(493)	(494)	(221)	(215)	(219)
	(495)	(496)	(497)	(498)	(499)	(500)	(501)	(502)	(503)	(504)	(505)	(506)			

	期別	納付額	納期限
普通徴収	第1期	(228) 999,999,999 円	(244) 元号99年99月99日
	第2期	(229) 999,999,999 円	(245) 元号99年99月99日
	第3期	(230) 999,999,999 円	(246) 元号99年99月99日
	第4期	(231) 999,999,999 円	(247) 元号99年99月99日
	第5期	(232) 999,999,999 円	(248) 元号99年99月99日
	第6期	(233) 999,999,999 円	(249) 元号99年99月99日
	第7期	(234) 999,999,999 円	(250) 元号99年99月99日
	第8期	(235) 999,999,999 円	(251) 元号99年99月99日
	第9期	(236) 999,999,999 円	(252) 元号99年99月99日
	第10期	(237) 999,999,999 円	(253) 元号99年99月99日
	随1期	(241) 999,999,999 円	(257) 元号99年99月99日
	随2期	(242) 999,999,999 円	(258) 元号99年99月99日
	随3期	(243) 999,999,999 円	(259) 元号99年99月99日

	月別	徴収額
特別徴収	4月	(260) 999,999,999
	6月	(261) 999,999,999
	8月	(262) 999,999,999
	10月	(263) 999,999,999
	12月	(264) 999,999,999
	2月	(265) 999,999,999

(227) 年度の仮徴収のご案内）
来年度の４月、６月、８月は、特別徴収仮徴収額として、２月の特別徴収額と同額が天引きされます。

(224) 加入月欄の「＊印」は国保加入者、「G」は擬制世帯主、「S」は非自発的失業者を表しています。
(225) 限度額は、医療分は65万円、支援金分は24万円、介護分は17万円です。限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。
(226) 上記被保険者以外他　99　名。詳細はお問い合わせください。

ファイル作成仕様

ファイルは以下の仕様に準じて作成してください。

ファイル名	FFV_WK_NONYU_TSUCHI_A4_CSV.csv
ファイル形式	CSV形式、可変長
文字コード	UTF8
区切り文字	カンマ（,）
改行コード	有（CRLF）

ファイル構成

作成したデータ（ファイル）は、以下の構成としてください。

FFV_WK_NONYU_TSUCHI_A4_CSV.csv

データレイアウト

項目No.	枝番		データ型	桁数	フォント		配置	備考
					種類	サイズ		
1		賦課年度	文字	4	行政事務標準当用明朝	10.5		
2		郵便番号	文字	9	行政事務標準当用明朝	10.5		
3		封入番号	数値	7	行政事務標準当用明朝	10.5		非出力
4		住所	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.5		非出力
5		氏名	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.5		
6		証明者名	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.8	右寄せ	
7		証明者役職名	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.8	右寄せ	
8		公印	イメージ	-	-	-		
9		カスタマバーコード	バーコード	60	-	-		
10		金融機関名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
11		口座名義人	文字	28	行政事務標準当用明朝	8.5		
12		口座種別	文字	6	行政事務標準当用明朝	8.5		
13		口座番号	文字	7	行政事務標準当用明朝	8.5		
14		納組コード	文字	12	行政事務標準当用明朝	8.5		
15		納組名称	文字	12	行政事務標準当用明朝	8.5		
16		氏名	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
17		生年月日	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
18		性別	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5		
19		住所	文字	100	行政事務標準当用明朝	8.5		
20		文言1	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
21		対象年度	文字	4	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
22		保険証番号	数値	8	行政事務標準当用明朝	8.5		
23		通知書番号	数値	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
24		医療分所得割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
25		医療分所得割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
26		医療分所得割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
27		支援金分所得割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
28		支援金分所得割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
29		支援金分所得割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
30		介護分所得割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
31		介護分所得割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
32		介護分所得割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
33		医療分資産割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
34		医療分資産割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
35		医療分資産割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
36		支援金分資産割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
37		支援金分資産割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
38		支援金分資産割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
39		介護分資産割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
40		介護分資産割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
41		介護分資産割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
42		医療分均等割人数	数値	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
43		医療分均等割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
44		医療分均等割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
45		支援金分均等割人数	数値	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
46		支援金分均等割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
47		支援金分均等割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集

48		介護分均等分人数	数値	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
49		介護分均等割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
50		介護分均等割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
51		医療分平等割額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
52		支援金分平等割額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
53		介護分平等割額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
54		医療分合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
55		支援金分合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
56		介護分合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
57		医療分軽減区分	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5	中央	
58		医療分所得割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
59		医療分均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
60		医療分平等割軽減額額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
61		医療分未就学児均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
62		医療分産前産後軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
63		医療分軽減額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
64		支援金分軽減区分	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5	中央	
65		支援金分所得割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
66		支援金分均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
67		支援金分平等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
68		支援金分未就学児均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
69		支援金分産前産後軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
70		支援金分軽減額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
71		介護分軽減区分	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5	中央	
72		介護分所得割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
73		介護分均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
74		介護分平等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
75		介護分産前産後軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
76		介護分軽減額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
77		医療分限度超過額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
78		支援金分限度超過額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
79		介護分限度超過額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
80		医療分増減調整額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
81		支援金分増減調整額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
82		介護分増減調整額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
83		医療分条例減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
84		支援金分条例減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
85		介護分条例減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
86		医療分減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
87		支援金分減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
88		介護分減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
89		医療分年税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
90		支援金分年税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
91		介護分年税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
92		年税額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
93		徴収方法	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
94		特別徴収義務者	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
95		特別徴収対象年金	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
96		特別徴収対象年金額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
97		通知書番号	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
98		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
99		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
100		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
101		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
102		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
103		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
104		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
105		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
106		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
107		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
108		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
109		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
110		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
111		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
112		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
113		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
114		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
115		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
116		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
117		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集

118		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
119		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
120		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
121		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
122		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
123		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
124		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
125		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
126		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
127		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
128		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
129		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
130		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
131		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
132		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
133		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
134		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
135		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
136		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
137		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
138		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
139		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
140		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
141		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
142		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
143		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
144		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
145		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
146		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
147		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
148		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
149		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
150		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
151		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
152		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
153		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
154		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
155		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
156		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
157		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
158		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
159		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
160		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
161		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
162		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
163		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
164		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
165		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
166		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
167		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
168		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
169		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
170		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
171		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
172		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
173		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
174		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
175		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
176		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
177		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
178		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
179		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
180		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
181		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
182		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
183		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
184		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
185		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
186		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
187		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集

188		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
189		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
190		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
191		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
192		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
193		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
194		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
195		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
196		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
197		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
198		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
199		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
200		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
201		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
202		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
203		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
204		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
205		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
206		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
207		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
208		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
209		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
210		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
211		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
212		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
213		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
214		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
215		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
216		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
217		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
218		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
219		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
220		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
221		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
222		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
223		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
224		文言2	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
225		文言3	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
226		文言4	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
227		文言5	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
228		１期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
229		２期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
230		３期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
231		４期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
232		５期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
233		６期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
234		７期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
235		８期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
236		９期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
237		１０期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
238		１１期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
239		１２期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
240		１３期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
241		随１期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
242		随２期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
243		随３期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
244		１期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
245		２期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
246		３期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
247		４期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
248		５期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
249		６期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
250		７期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
251		８期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
252		９期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
253		１０期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
254		１１期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
255		１２期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
256		１３期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
257		随１期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		

258		随２期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
259		随３期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
260		4月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
261		6月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
262		8月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
263		10月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
264		12月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
265		2月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
266		返送用登録番号	文字	200	行政事務標準当用明朝	8.5		
267		通知文	文字	1000	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
268		問い合わせ先　郵便番号	文字	10	行政事務標準当用明朝	8.5		
269		問い合わせ先　住所	文字	50	行政事務標準当用明朝	8.5		
270		問い合わせ先　課名	文字	50	行政事務標準当用明朝	8.5		
271		問い合わせ先　電話番号	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
272		帳票タイトル	文字	50	行政事務標準当用明朝	14		
273		OMR1	バーコード	-	-	-		非出力
274		OMR2	バーコード	-	-	-		非出力
275		OMR3	バーコード	-	-	-		非出力
276		OMR4	バーコード	-	-	-		非出力
277		OMR5	バーコード	-	-	-		非出力
278		OMR6	バーコード	-	-	-		非出力
279		OMR7	バーコード	-	-	-		非出力
280		OMR8	バーコード	-	-	-		非出力
281		OMR9	バーコード	-	-	-		非出力
282		OMR10	バーコード	-	-	-		非出力
283		OMR11	バーコード	-	-	-		非出力
284		OMR12	バーコード	-	-	-		非出力
285		BCR_CODE39	バーコード	-	-	-		非出力
286		BCR_NW7	バーコード	-	-	-		非出力
287		送付先・町名	文字	272	行政事務標準当用明朝	10.5		
288		送付先・番地	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.5		
289		送付先・方書	文字	600	行政事務標準当用明朝	10.5		
290		送付先・対象者氏名	文字	200	行政事務標準当用明朝	10.5		
291		被保険者1・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
292		被保険者1・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
293		被保険者1・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
294		被保険者1・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
295		被保険者1・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
296		被保険者1・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
297		被保険者1・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
298		被保険者1・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
299		被保険者1・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
300		被保険者1・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
301		被保険者1・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
302		被保険者1・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
303		被保険者１・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
304		被保険者１・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
305		被保険者１・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
306		被保険者１・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
307		被保険者１・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
308		被保険者１・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
309		被保険者１・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
310		被保険者１・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
311		被保険者１・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
312		被保険者１・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
313		被保険者１・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
314		被保険者１・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
315		被保険者2・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
316		被保険者2・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
317		被保険者2・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
318		被保険者2・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
319		被保険者2・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
320		被保険者2・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
321		被保険者2・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
322		被保険者2・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
323		被保険者2・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
324		被保険者2・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
325		被保険者2・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
326		被保険者2・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
327		被保険者2・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		

328		被保険者2・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
329		被保険者2・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
330		被保険者2・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
331		被保険者2・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
332		被保険者2・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
333		被保険者2・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
334		被保険者2・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
335		被保険者2・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
336		被保険者2・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
337		被保険者2・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
338		被保険者2・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
339		被保険者3・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
340		被保険者3・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
341		被保険者3・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
342		被保険者3・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
343		被保険者3・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
344		被保険者3・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
345		被保険者3・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
346		被保険者3・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
347		被保険者3・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
348		被保険者3・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
349		被保険者3・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
350		被保険者3・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
351		被保険者3・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
352		被保険者3・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
353		被保険者3・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
354		被保険者3・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
355		被保険者3・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
356		被保険者3・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
357		被保険者3・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
358		被保険者3・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
359		被保険者3・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
360		被保険者3・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
361		被保険者3・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
362		被保険者3・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
363		被保険者4・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
364		被保険者4・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
365		被保険者4・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
366		被保険者4・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
367		被保険者4・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
368		被保険者4・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
369		被保険者4・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
370		被保険者4・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
371		被保険者4・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
372		被保険者4・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
373		被保険者4・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
374		被保険者4・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
375		被保険者4・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
376		被保険者4・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
377		被保険者4・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
378		被保険者4・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
379		被保険者4・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
380		被保険者4・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
381		被保険者4・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
382		被保険者4・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
383		被保険者4・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
384		被保険者4・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
385		被保険者4・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
386		被保険者4・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
387		被保険者5・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
388		被保険者5・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
389		被保険者5・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
390		被保険者5・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
391		被保険者5・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
392		被保険者5・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
393		被保険者5・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
394		被保険者5・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
395		被保険者5・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
396		被保険者5・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
397		被保険者5・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		

398		被保険者5・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
399		被保険者5・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
400		被保険者5・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
401		被保険者5・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
402		被保険者5・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
403		被保険者5・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
404		被保険者5・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
405		被保険者5・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
406		被保険者5・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
407		被保険者5・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
408		被保険者5・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
409		被保険者5・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
410		被保険者5・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
411		被保険者6・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
412		被保険者6・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
413		被保険者6・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
414		被保険者6・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
415		被保険者6・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
416		被保険者6・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
417		被保険者6・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
418		被保険者6・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
419		被保険者6・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
420		被保険者6・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
421		被保険者6・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
422		被保険者6・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
423		被保険者6・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
424		被保険者6・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
425		被保険者6・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
426		被保険者6・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
427		被保険者6・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
428		被保険者6・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
429		被保険者6・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
430		被保険者6・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
431		被保険者6・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
432		被保険者6・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
433		被保険者6・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
434		被保険者6・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
435		被保険者7・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
436		被保険者7・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
437		被保険者7・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
438		被保険者7・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
439		被保険者7・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
440		被保険者7・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
441		被保険者7・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
442		被保険者7・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
443		被保険者7・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
444		被保険者7・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
445		被保険者7・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
446		被保険者7・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
447		被保険者7・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
448		被保険者7・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
449		被保険者7・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
450		被保険者7・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
451		被保険者7・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
452		被保険者7・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
453		被保険者7・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
454		被保険者7・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
455		被保険者7・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
456		被保険者7・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
457		被保険者7・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
458		被保険者7・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
459		被保険者8・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
460		被保険者8・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
461		被保険者8・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
462		被保険者8・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
463		被保険者8・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
464		被保険者8・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
465		被保険者8・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
466		被保険者8・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
467		被保険者8・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		

468		被保険者8・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
469		被保険者8・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
470		被保険者8・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
471		被保険者8・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
472		被保険者8・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
473		被保険者8・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
474		被保険者8・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
475		被保険者8・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
476		被保険者8・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
477		被保険者8・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
478		被保険者8・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
479		被保険者8・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
480		被保険者8・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
481		被保険者8・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
482		被保険者8・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
483		被保険者9・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
484		被保険者9・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
485		被保険者9・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
486		被保険者9・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
487		被保険者9・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
488		被保険者9・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
489		被保険者9・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
490		被保険者9・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
491		被保険者9・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
492		被保険者9・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
493		被保険者9・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
494		被保険者9・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
495		被保険者9・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
496		被保険者9・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
497		被保険者9・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
498		被保険者9・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
499		被保険者9・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
500		被保険者9・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
501		被保険者9・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
502		被保険者9・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
503		被保険者9・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
504		被保険者9・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
505		被保険者9・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
506		被保険者9・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
507		改頁キー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
508		山分けキー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
509		ソートキー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
510		ライフサイクルID	文字	36	-	-		非出力
511		子ども分所得割・課税標準額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
512		子ども分所得割・税率	数値	5,2	行政事務標準当用明朝	8.5		
513		子ども分所得割・税額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
514		子ども分資産割・課税標準額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
515		子ども分資産割・税率	数値	5,2	行政事務標準当用明朝	8.5		
516		子ども分資産割・税額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
517		子ども分均等割・人数	数値	2	行政事務標準当用明朝	8.5		
518		子ども分均等割・課税標準額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		
519		子ども分均等割・税額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		
520		子ども分18以上均等割・人数	数値	2	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
521		子ども分18以上均等割・課標額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
522		子ども分18以上均等割・税額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
523		子ども平等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
524		子ども合計（A）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
525		子ども軽減・軽減区分	文字	209	行政事務標準当用明朝	8.5		
526		子ども軽減・所得割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
527		子ども軽減・均等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
528		子ども軽減・18以上均等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
529		子ども軽減・平等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
530		子ども・未就学均等軽減額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
531		子ども・産前産後所得割軽減	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
532		子ども・産前産後均等割軽減	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
533		子・産・18以上均等割軽減	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
534		子ども軽減・18未満均等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
535		子ども軽減・軽減額計（B）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
536		子ども限度超過額（C）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		

537		子ども増減調整額（D）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
538		子ども条例減免額（E）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
539		子ども減免額（F）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
540		子ども年税額（一般・退職合計）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
541		文言6	文字	2000	行政事務標準当用明朝	8.5		
542		発行日_表示用	文字	16	行政事務標準当用明朝	8.5		
543		振替区分名	文字	12	行政事務標準当用明朝	8.5		

帳票イメージ

(1-1) (272)
元号99 年度　国民健康保険税　納入通知書
(21)（元号99　年度分）

(2) 999-9999
(287) 中央県Ａ市Ｂ町
(288) １丁目１１番地１１
(289) マンション国保１０１号
(5) 国保　太郎　様
(290)（RKK　太郎　様分）

(266) QR コード

(542) 年　月　日

(7) ○○市長
(6) 国保　市長
(8) 印

(9) カスタマバーコード

〈お問い合わせ先〉
(268) 〒 000-0000
(269) ○○市○○町1丁目2番3号
(270) 国保課
(271) 電話　000-000-0000

金融機関名	(10) ○銀行○○支店				
口座種別	(12) 通	振替区分	(543)	口座番号	(13) 9999999
名義人	(11) ﾌﾎ　ﾀﾛｳ				
納組コード	(14) 999999	納組名称	(15) ○○○○○地区		

納税義務者	(16) 国保　太郎		
生年月日	(17) 元号99年99月99日	性別	(18) 男
住所	(19) ○○市○○町1丁目2番3号 ○○○○団地		

(20) 特別徴収の欄に金額の記載がある月は、年金からの天引きになります。普通徴収の欄に金額の記載がある期別は、口座振替による納付又は、納付書での納付をお願いします。
既に口座振替を依頼されている場合は、この通知書には納付書を同封しておりません。

(1-2) 元号99 年度　国民健康保険税の算定明細

被保険者番号 (22) 9999999　通知書番号 (23) 9999999

区分	医療分 課税標準額	税率	税額（円）	支援金分 課税標準額	税率	税額（円）	介護分 課税標準額	税率	税額（円）	子ども分 課税標準額	税率	税額（円）
所得割	999,999円 (24)	×999% (25)	999,999 (26)	999,999円 (27)	×999% (28)	999,999 (29)	999,999円 (30)	×999% (31)	999,999 (32)	999,999円 (511)	×999% (512)	999,999 (513)
資産割	999,999円 (33)	×999% (34)	999,999 (35)	999,999円 (36)	×999% (37)	999,999 (38)	999,999円 (39)	×999% (40)	999,999 (41)	999,999円 (514)	×999% (515)	999,999 (516)
均等割	(42) 999人	9,999円 (43)	999,999 (44)	(45) 999人	9,999円 (46)	999,999 (47)	(48) 999人	9,999円 (49)	999,999 (50)	(517) 999人	9,999円 (518)	999,999 (519)
平等割額	(51)		999,999,999	(52)		999,999,999	(53)		999,999,999	(523)		999,999,999
合計（A）	(54)		999,999,999	(55)		999,999,999	(56)		999,999,999	(524)		999,999,999
軽減額 軽減区分	(57) 7割			軽減区分 (64)	7割		軽減区分 (71)	7割		軽減区分 (525)	7割	
軽減額 所得割額	(58)		999,999,999	所得割額 (65)		999,999,999	所得割額 (72)		999,999,999	所得割額 (526)		999,999,999
軽減額 均等割額	(59)		999,999,999	均等割額 (66)		999,999,999	均等割額 (73)		999,999,999	均等割額 (527)		999,999,999
軽減額 平等割額	(60)		999,999,999	平等割額 (67)		999,999,999	平等割額 (74)		999,999,999	平等割額 (528)		999,999,999
軽減額 軽減額計(B)	(63)		999,999,999	軽減額計(B) (70)		999,999,999	軽減額計(B) (76)		999,999,999	軽減額計(B) (535)		999,999,999
限度超過額(C)	(77)		999,999,999	(78)		999,999,999	(79)		999,999,999	(536)		999,999,999
増減調整額(D)	(80)		999,999,999	(81)		999,999,999	(82)		999,999,999	(537)		999,999,999
条例減免額(E)	(83)		999,999,999	(84)		999,999,999	(85)		999,999,999	(538)		999,999,999
減免額（F）	(86)		999,999,999	(87)		999,999,999	(88)		999,999,999	(539)		999,999,999
年税額（A－B－C＋D－E－F）	① (89) 999,999,999			② (90) 999,999,999			③ (91) 999,999,999			④ (540) 999,999,999		

徴収方法	特別徴収 (93)	年税額（①＋②＋③＋④）	(92) 999,999,999
特別徴収義務者	厚生労働大臣 (94)		
特別徴収対象年金	老齢基礎年金 (95)		
特別徴収対象年金額	(96) 999,999,999 円		

(541) ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたり 99,999,999 円）を含んでいます。
また、軽減額の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

国民健康保険税個人明細書

通知書番号 99(97)99

被保険者氏名	有資格者月数（上段：医療・支援金・子ども、下段：介護） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	未申告該当	所得割	資産割
(98) 国保　太郎	(291)	(292)	(293)	(294)	(295)	(296)	(297)	(298)	(299)	(300)	(301)	(302)	未(109)有	999,999(103)	999,999(107)
	(303)	(304)	(305)	(306)	(307)	(308)	(309)	(310)	(311)	(312)	(313)	(314)			
(112) 国保　花子	(315)	(316)	(317)	(318)	(319)	(320)	(321)	(322)	(323)	(324)	(325)	(326)	(123)	999,999(117)	999,999(121)
	(327)	(328)	(329)	(330)	(331)	(332)	(333)	(334)	(335)	(336)	(337)	(338)			
(126)	(339)	(340)	(341)	(342)	(343)	(344)	(345)	(346)	(347)	(348)	(349)	(350)	(137)	(131)	(135)
	(351)	(352)	(353)	(354)	(355)	(356)	(357)	(358)	(359)	(360)	(361)	(362)			
(140)	(363)	(364)	(365)	(366)	(367)	(368)	(369)	(370)	(371)	(372)	(373)	(374)	(151)	(145)	(149)
	(375)	(376)	(377)	(378)	(379)	(380)	(381)	(382)	(383)	(384)	(385)	(386)			
(154)	(387)	(388)	(389)	(390)	(391)	(392)	(393)	(394)	(395)	(396)	(397)	(398)	(165)	(159)	(163)
	(399)	(400)	(401)	(402)	(403)	(404)	(405)	(406)	(407)	(408)	(409)	(410)			
(168)	(411)	(412)	(413)	(414)	(415)	(416)	(417)	(418)	(419)	(420)	(421)	(422)	(179)	(173)	(177)
	(423)	(424)	(425)	(426)	(427)	(428)	(429)	(430)	(431)	(432)	(433)	(434)			
(182)	(435)	(436)	(437)	(438)	(439)	(440)	(441)	(442)	(443)	(444)	(445)	(446)	(193)	(187)	(191)
	(447)	(448)	(449)	(450)	(451)	(452)	(453)	(454)	(455)	(456)	(457)	(458)			
(196)	(459)	(460)	(461)	(462)	(463)	(464)	(465)	(466)	(467)	(468)	(469)	(470)	(207)	(201)	(205)
	(471)	(472)	(473)	(474)	(475)	(476)	(477)	(478)	(479)	(480)	(481)	(482)			
(210)	(483)	(484)	(485)	(486)	(487)	(488)	(489)	(490)	(491)	(492)	(493)	(494)	(221)	(215)	(219)
	(495)	(496)	(497)	(498)	(499)	(500)	(501)	(502)	(503)	(504)	(505)	(506)			

普通徴収	期別	納付額	納期限
	第1期	(228) 999,999 円	元号99(244)月99日
	第2期	(229) 999,999 円	元号99(245)月99日
	第3期	(230) 999,999 円	元号99(246)月99日
	第4期	(231) 999,999 円	元号99(247)月99日
	第5期	(232) 999,999 円	元号99(248)月99日
	第6期	(233) 999,999 円	元号99(249)月99日
	第7期	(234) 999,999 円	元号99(250)月99日
	第8期	(235) 999,999 円	元号99(251)月99日
	第9期	(236) 999,999 円	元号99(252)月99日
	第10期	(237) 999,999 円	元号99(253)月99日
	随1期	(241) 999,999 円	元号99(257)月99日
	随2期	(242) 999,999 円	元号99(258)月99日
	随3期	(243) 999,999 円	元号99(259)月99日

特別徴収	月別	徴収額
	4月	(260) 999,999,999
	6月	(261) 999,999,999
	8月	(262) 999,999,999
	10月	(263) 999,999,999
	12月	(264) 999,999,999
	2月	(265) 999,999,999

(224) 加入月欄の「＊印」は国保加入者、「G」は擬制世帯主、「S」は非自発的失業者を表しています。
(225) 軽減限度額は、医療分は65万円、支援金分は24万円、介護分は17万円です。限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。
(226) 上記被保険者以外他　99　名。詳細はお問い合わせください。

ファイル作成仕様

ファイルは以下の仕様に準じて作成してください。

ファイル名	FFV_WK_NONYU_TSUCHI_A4_CSV.csv
ファイル形式	CSV形式、可変長
文字コード	UTF8
区切り文字	カンマ（,）
改行コード	有（CRLF）

ファイル構成

作成したデータ（ファイル）は、以下の構成としてください。

FFV_WK_NONYU_TSUCHI_A4_CSV.csv

データレイアウト

項目No.	枝番	項目名	データ型	桁数	フォント		配置	備考
					種類	サイズ		
1		賦課年度	文字	4	行政事務標準当用明朝	10.5		
2		郵便番号	文字	9	行政事務標準当用明朝	10.5		
3		封入番号	数値	7	行政事務標準当用明朝	10.5		非出力
4		住所	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.5		非出力
5		氏名	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.5		
6		証明者名	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.8	右寄せ	
7		証明者役職名	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.8	右寄せ	
8		公印	イメージ	-	-	-		
9		カスタマバーコード	バーコード	60	-	-		
10		金融機関名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
11		口座名義人	文字	28	行政事務標準当用明朝	8.5		
12		口座種別	文字	6	行政事務標準当用明朝	8.5		
13		口座番号	文字	7	行政事務標準当用明朝	8.5		
14		納組コード	文字	12	行政事務標準当用明朝	8.5		
15		納組名称	文字	12	行政事務標準当用明朝	8.5		
16		氏名	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
17		生年月日	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
18		性別	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5		
19		住所	文字	100	行政事務標準当用明朝	8.5		
20		文言1	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
21		対象年度	文字	4	行政事務標準当用明朝	8.5		
22		保険証番号	数値	8	行政事務標準当用明朝	8.5		
23		通知書番号	数値	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
24		医療分所得割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
25		医療分所得割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
26		医療分所得割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
27		支援金分所得割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
28		支援金分所得割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
29		支援金分所得割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
30		介護分所得割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
31		介護分所得割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
32		介護分所得割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
33		医療分資産割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
34		医療分資産割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
35		医療分資産割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
36		支援金分資産割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
37		支援金分資産割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
38		支援金分資産割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
39		介護分資産割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
40		介護分資産割税率	文字	9	行政事務標準当用明朝	8.5		
41		介護分資産割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
42		医療分均等割人数	数値	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
43		医療分均等割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
44		医療分均等割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
45		支援金分均等割人数	数値	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
46		支援金分均等割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
47		支援金分均等割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集

48		介護分均等分人数	数値	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
49		介護分均等割課税標準額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
50		介護分均等割税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
51		医療分平等割額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
52		支援金分平等割額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
53		介護分平等割額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
54		医療分合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
55		支援金分合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
56		介護分合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
57		医療分軽減区分	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5	中央	
58		医療分所得割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
59		医療分均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
60		医療分平等割軽減額額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
61		医療分未就学児均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
62		医療分産前産後軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
63		医療分軽減額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
64		支援金分軽減区分	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5	中央	
65		支援金分所得割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
66		支援金分均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
67		支援金分平等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
68		支援金分未就学児均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
69		支援金分産前産後軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
70		支援金分軽減額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
71		介護分軽減区分	文字	2	行政事務標準当用明朝	8.5	中央	
72		介護分所得割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
73		介護分均等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
74		介護分平等割軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
75		介護分産前産後軽減額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
76		介護分軽減額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
77		医療分限度超過額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
78		支援金分限度超過額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
79		介護分限度超過額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
80		医療分増減調整額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
81		支援金分増減調整額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
82		介護分増減調整額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
83		医療分条例減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
84		支援金分条例減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
85		介護分条例減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
86		医療分減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
87		支援金分減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
88		介護分減免額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
89		医療分年税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
90		支援金分年税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
91		介護分年税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
92		年税額合計	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
93		徴収方法	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
94		特別徴収義務者	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
95		特別徴収対象年金	文字	21	行政事務標準当用明朝	8.5		
96		特別徴収対象年金額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
97		通知書番号	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
98		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
99		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
100		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
101		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
102		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
103		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
104		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
105		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
106		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
107		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
108		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
109		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
110		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
111		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
112		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
113		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
114		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
115		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
116		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
117		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集

118		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
119		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
120		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
121		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
122		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
123		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
124		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
125		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
126		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
127		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
128		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
129		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
130		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
131		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
132		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
133		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
134		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
135		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
136		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
137		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
138		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
139		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
140		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
141		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
142		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
143		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
144		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
145		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
146		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
147		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
148		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
149		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
150		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
151		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
152		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
153		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
154		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
155		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
156		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
157		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
158		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
159		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
160		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
161		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
162		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
163		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
164		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
165		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
166		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
167		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
168		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
169		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
170		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
171		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
172		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
173		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
174		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
175		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
176		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
177		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
178		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
179		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
180		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
181		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
182		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
183		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
184		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
185		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
186		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
187		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集

188		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
189		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
190		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
191		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
192		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
193		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
194		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
195		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
196		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
197		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
198		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
199		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
200		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
201		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
202		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
203		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
204		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
205		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
206		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
207		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
208		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
209		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
210		被保険者氏名	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
211		被保険者所得割算定基礎額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
212		被保険者医療分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
213		被保険者支援金分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
214		被保険者介護分所得割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
215		被保険者所得割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
216		被保険者医療分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
217		被保険者支援金分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
218		被保険者介護分資産割	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
219		被保険者資産割合計額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
220		個人別概算保険料額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
221		未申告該当区分	文字	3	行政事務標準当用明朝	8.5		
222		医療分・支援金分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
223		介護分区分1～12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
224		文言2	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
225		文言3	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
226		文言4	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		
227		文言5	文字	500	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
228		１期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
229		２期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
230		３期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
231		４期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
232		５期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
233		６期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
234		７期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
235		８期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
236		９期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
237		１０期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
238		１１期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
239		１２期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
240		１３期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
241		随１期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
242		随２期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
243		随３期・期別税額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
244		１期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
245		２期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
246		３期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
247		４期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
248		５期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
249		６期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
250		７期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
251		８期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
252		９期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
253		１０期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
254		１１期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
255		１２期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
256		１３期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
257		随１期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		

258		随２期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
259		随３期・納期限	文字	11	行政事務標準当用明朝	8.5		
260		4月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
261		6月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
262		8月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
263		10月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
264		12月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
265		2月・徴収額	数値	11	行政事務標準当用明朝	8.5		カンマ編集
266		返送用登録番号	文字	200	行政事務標準当用明朝	8.5		
267		通知文	文字	1000	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
268		問い合わせ先　郵便番号	文字	10	行政事務標準当用明朝	8.5		
269		問い合わせ先　住所	文字	50	行政事務標準当用明朝	8.5		
270		問い合わせ先　課名	文字	50	行政事務標準当用明朝	8.5		
271		問い合わせ先　電話番号	文字	20	行政事務標準当用明朝	8.5		
272		帳票タイトル	文字	50	行政事務標準当用明朝	14		
273		OMR1	バーコード	-	-	-		非出力
274		OMR2	バーコード	-	-	-		非出力
275		OMR3	バーコード	-	-	-		非出力
276		OMR4	バーコード	-	-	-		非出力
277		OMR5	バーコード	-	-	-		非出力
278		OMR6	バーコード	-	-	-		非出力
279		OMR7	バーコード	-	-	-		非出力
280		OMR8	バーコード	-	-	-		非出力
281		OMR9	バーコード	-	-	-		非出力
282		OMR10	バーコード	-	-	-		非出力
283		OMR11	バーコード	-	-	-		非出力
284		OMR12	バーコード	-	-	-		非出力
285		BCR_CODE39	バーコード	-	-	-		非出力
286		BCR_NW7	バーコード	-	-	-		非出力
287		送付先・町名	文字	272	行政事務標準当用明朝	10.5		
288		送付先・番地	文字	100	行政事務標準当用明朝	10.5		
289		送付先・方書	文字	600	行政事務標準当用明朝	10.5		
290		送付先・対象者氏名	文字	200	行政事務標準当用明朝	10.5		
291		被保険者1・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
292		被保険者1・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
293		被保険者1・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
294		被保険者1・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
295		被保険者1・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
296		被保険者1・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
297		被保険者1・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
298		被保険者1・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
299		被保険者1・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
300		被保険者1・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
301		被保険者1・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
302		被保険者1・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
303		被保険者１・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
304		被保険者１・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
305		被保険者１・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
306		被保険者１・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
307		被保険者１・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
308		被保険者１・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
309		被保険者１・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
310		被保険者１・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
311		被保険者１・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
312		被保険者１・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
313		被保険者１・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
314		被保険者１・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
315		被保険者2・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
316		被保険者2・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
317		被保険者2・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
318		被保険者2・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
319		被保険者2・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
320		被保険者2・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
321		被保険者2・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
322		被保険者2・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
323		被保険者2・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
324		被保険者2・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
325		被保険者2・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
326		被保険者2・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
327		被保険者2・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		

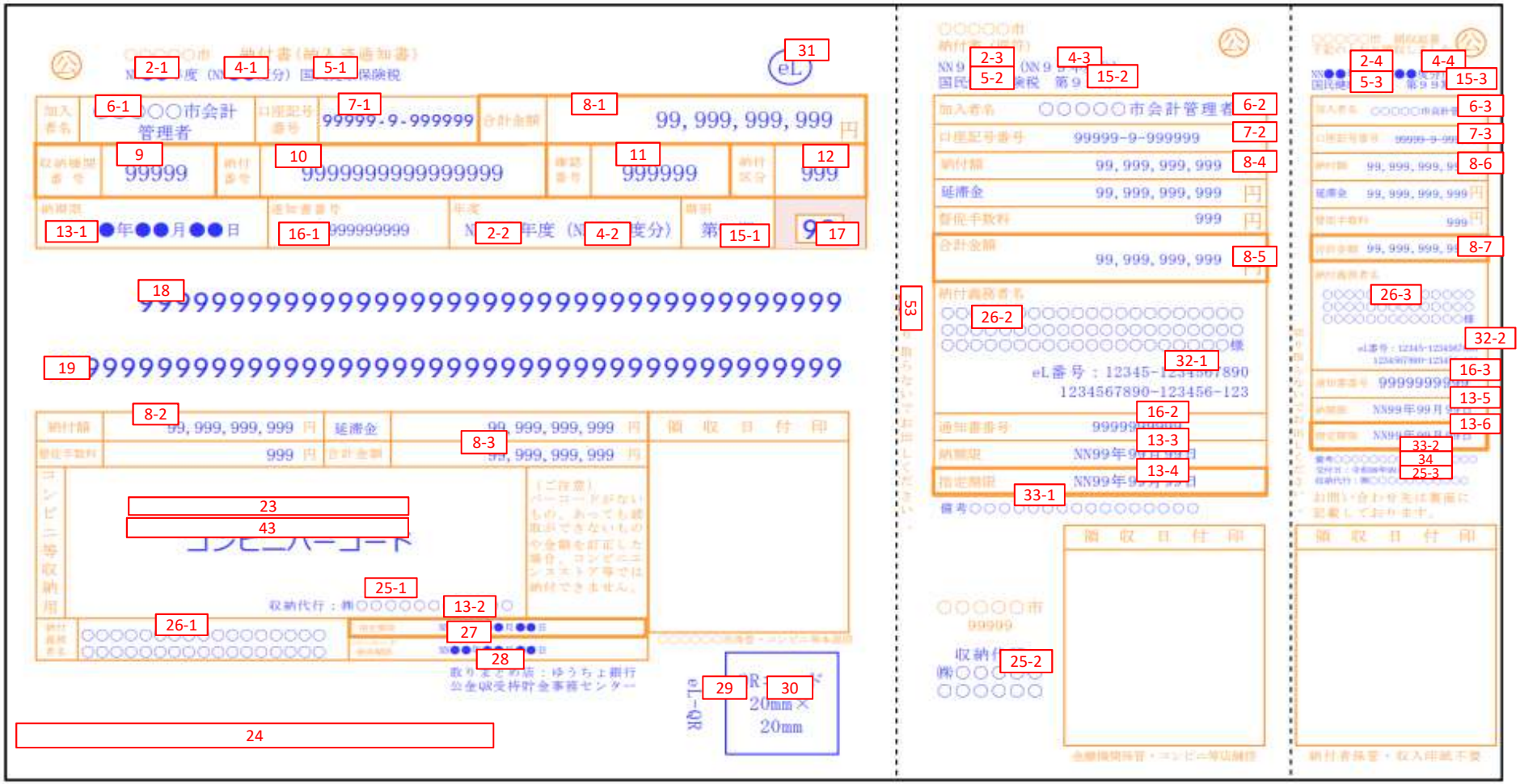
328		被保険者2・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
329		被保険者2・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
330		被保険者2・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
331		被保険者2・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
332		被保険者2・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
333		被保険者2・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
334		被保険者2・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
335		被保険者2・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
336		被保険者2・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
337		被保険者2・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
338		被保険者2・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
339		被保険者3・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
340		被保険者3・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
341		被保険者3・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
342		被保険者3・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
343		被保険者3・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
344		被保険者3・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
345		被保険者3・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
346		被保険者3・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
347		被保険者3・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
348		被保険者3・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
349		被保険者3・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
350		被保険者3・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
351		被保険者3・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
352		被保険者3・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
353		被保険者3・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
354		被保険者3・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
355		被保険者3・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
356		被保険者3・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
357		被保険者3・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
358		被保険者3・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
359		被保険者3・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
360		被保険者3・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
361		被保険者3・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
362		被保険者3・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
363		被保険者4・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
364		被保険者4・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
365		被保険者4・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
366		被保険者4・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
367		被保険者4・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
368		被保険者4・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
369		被保険者4・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
370		被保険者4・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
371		被保険者4・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
372		被保険者4・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
373		被保険者4・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
374		被保険者4・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
375		被保険者4・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
376		被保険者4・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
377		被保険者4・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
378		被保険者4・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
379		被保険者4・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
380		被保険者4・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
381		被保険者4・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
382		被保険者4・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
383		被保険者4・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
384		被保険者4・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
385		被保険者4・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
386		被保険者4・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
387		被保険者5・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
388		被保険者5・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
389		被保険者5・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
390		被保険者5・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
391		被保険者5・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
392		被保険者5・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
393		被保険者5・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
394		被保険者5・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
395		被保険者5・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
396		被保険者5・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
397		被保険者5・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		

398		被保険者5・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
399		被保険者5・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
400		被保険者5・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
401		被保険者5・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
402		被保険者5・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
403		被保険者5・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
404		被保険者5・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
405		被保険者5・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
406		被保険者5・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
407		被保険者5・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
408		被保険者5・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
409		被保険者5・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
410		被保険者5・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
411		被保険者6・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
412		被保険者6・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
413		被保険者6・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
414		被保険者6・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
415		被保険者6・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
416		被保険者6・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
417		被保険者6・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
418		被保険者6・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
419		被保険者6・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
420		被保険者6・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
421		被保険者6・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
422		被保険者6・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
423		被保険者6・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
424		被保険者6・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
425		被保険者6・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
426		被保険者6・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
427		被保険者6・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
428		被保険者6・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
429		被保険者6・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
430		被保険者6・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
431		被保険者6・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
432		被保険者6・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
433		被保険者6・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
434		被保険者6・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
435		被保険者7・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
436		被保険者7・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
437		被保険者7・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
438		被保険者7・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
439		被保険者7・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
440		被保険者7・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
441		被保険者7・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
442		被保険者7・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
443		被保険者7・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
444		被保険者7・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
445		被保険者7・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
446		被保険者7・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
447		被保険者7・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
448		被保険者7・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
449		被保険者7・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
450		被保険者7・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
451		被保険者7・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
452		被保険者7・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
453		被保険者7・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
454		被保険者7・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
455		被保険者7・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
456		被保険者7・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
457		被保険者7・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
458		被保険者7・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
459		被保険者8・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
460		被保険者8・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
461		被保険者8・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
462		被保険者8・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
463		被保険者8・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
464		被保険者8・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
465		被保険者8・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
466		被保険者8・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
467		被保険者8・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		

468		被保険者8・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
469		被保険者8・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
470		被保険者8・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
471		被保険者8・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
472		被保険者8・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
473		被保険者8・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
474		被保険者8・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
475		被保険者8・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
476		被保険者8・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
477		被保険者8・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
478		被保険者8・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
479		被保険者8・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
480		被保険者8・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
481		被保険者8・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
482		被保険者8・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
483		被保険者9・医療支援分区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
484		被保険者9・医療支援分区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
485		被保険者9・医療支援分区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
486		被保険者9・医療支援分区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
487		被保険者9・医療支援分区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
488		被保険者9・医療支援分区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
489		被保険者9・医療支援分区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
490		被保険者9・医療支援分区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
491		被保険者9・医療支援分区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
492		被保険者9・医療支援分区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
493		被保険者9・医療支援分区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
494		被保険者9・医療支援分区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
495		被保険者9・介護区分4	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
496		被保険者9・介護区分5	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
497		被保険者9・介護区分6	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
498		被保険者9・介護区分7	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
499		被保険者9・介護区分8	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
500		被保険者9・介護区分9	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
501		被保険者9・介護区分10	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
502		被保険者9・介護区分11	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
503		被保険者9・介護区分12	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
504		被保険者9・介護区分1	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
505		被保険者9・介護区分2	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
506		被保険者9・介護区分3	文字	1	行政事務標準当用明朝	8.5		
507		改頁キー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
508		山分けキー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
509		ソートキー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
510		ライフサイクルID	文字	36	-	-		非出力
511		子ども分所得割・課税標準額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
512		子ども分所得割・税率	数値	5,2	行政事務標準当用明朝	8.5		
513		子ども分所得割・税額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
514		子ども分資産割・課税標準額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
515		子ども分資産割・税率	数値	5,2	行政事務標準当用明朝	8.5		
516		子ども分資産割・税額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
517		子ども分均等割・人数	数値	2	行政事務標準当用明朝	8.5		
518		子ども分均等割・課税標準額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		
519		子ども分均等割・税額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		
520		子ども分18以上均等割・人数	数値	2	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
521		子ども分18以上均等割・課標額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
522		子ども分18以上均等割・税額	数値	7	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
523		子ども平等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
524		子ども合計（A）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
525		子ども軽減・軽減区分	文字	209	行政事務標準当用明朝	8.5		
526		子ども軽減・所得割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
527		子ども軽減・均等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
528		子ども軽減・18以上均等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
529		子ども軽減・平等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
530		子ども・未就学均等軽減額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
531		子ども・産前産後所得割軽減	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
532		子ども・産前産後均等割軽減	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
533		子・産・18以上均等割軽減	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
534		子ども軽減・18未満均等割額	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		非出力
535		子ども軽減・軽減額計（B）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
536		子ども限度超過額（C）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
537		子ども増減調整額（D）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		

538		子ども条例減免額（Ｅ）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
539		子ども減免額（Ｆ）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
540		子ども年税額（一般・退職合計）	数値	13	行政事務標準当用明朝	8.5		
541		文言6	文字	2000	行政事務標準当用明朝	8.5		
542		発行日_表示用	文字	16	行政事務標準当用明朝	8.5		
543		振替区分名	文字	12	行政事務標準当用明朝	8.5		

帳票イメージ


2-1
4-1
5-1
31
6-1
7-1
8-1
99, 999, 999, 999 円
9
10
11
12
99999
999999
999
13-1
16-1
2-2
4-2
15-1
17
18
19
8-2
8-3
23
43
25-1
13-2
26-1
27
28
29
30
24
2-3
4-3
5-2
15-2
6-2
7-2
8-4
8-5
53
26-2
32-1
16-2
13-3
13-4
33-1
25-2
2-4
4-4
5-3
15-3
6-3
7-3
8-6
8-7
26-3
32-2
16-3
13-5
13-6
33-2
34
25-3

ファイル作成仕様

ファイルは以下の仕様に準じて作成してください。

ファイル名	FFV_WK_NOFUSHO_CSV.csv
ファイル形式	CSV形式、可変長
文字コード	UTF8
区切り文字	カンマ（,）
改行コード	有（CRLF）

ファイル構成

作成したデータ（ファイル）は、以下の構成としてください。

FFV_WK_NOFUSHO_CSV.csv

データレイアウト

項目No.	枝番	項目名	データ型	桁数	フォント		配置	備考
					種類	サイズ		
1		賦課年度	数値	4	行政事務標準当用明朝	7		非出力
2		賦課年度_表示用	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
3		対象年度	数値	4	行政事務標準当用明朝	7		非出力
4		対象年度_表示用	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
5		科目	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
6		加入者名	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		
7		口座番号	文字	8	行政事務標準当用明朝	7		
8		合計金額	数値	13	行政事務標準当用明朝	7		
9		収納機関番号	文字	100	行政事務標準当用明朝	7		

10		納付番号	文字	100	行政事務標準当用明朝	7		
11		確認番号	文字	100	行政事務標準当用明朝	7		
12		納付区分	文字	100	行政事務標準当用明朝	7		
13		納期限_表示用	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
14		期別	数値	2	行政事務標準当用明朝	7		非出力
15		期別_表示用	文字	10	行政事務標準当用明朝	7		
16		通知書番号	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
17		MTID	文字	2	OCRB-RKK3	−		
18		上段OCR	文字	39	OCRB-RKK3	−		
19		下段OCR	文字	44	OCRB-RKK3	−		
20		延滞金タイトル	文字	10	行政事務標準当用明朝	7		リテラル項目
21		延滞金	数値	13	行政事務標準当用明朝	7		非出力
22		督促手数料	数値	13	行政事務標準当用明朝	7		非出力
23		コンビニバーコード	バーコード	44	−	−		サイズ：縦幅 19mm、横幅 55mmバーコード種別：CVSEAN128
24		ATM読み取り不可	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		「ゆうちょ銀行ATMでのお取り扱いはできません。」
25		収納代行会社名	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		
26		納税義務者氏名・名称	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		
27		バーコード使用期限_表示用	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
28		取りまとめ金融機関	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		
29		eL-QR	文字	5	行政事務標準当用明朝	7		
30		地方税統一QR	2次元コード	255	−	−		バーコード種別：QRコード（モデル2）誤り訂正比率：15%
31		eLマーク	−	−	−	−		
32		eL番号	文字	100	行政事務標準当用明朝	7		
33		備考	文字	50	行政事務標準当用明朝	7		「証番号：×××××××」と表示
34		交付日_表示用	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		
35		送付先_郵便番号	文字	10	行政事務標準当用明朝	7		非出力
36		送付先_町名	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		非出力
37		送付先_番地	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		非出力
38		送付先_方書	文字	300	行政事務標準当用明朝	7		非出力
39		送付先_氏名	文字	200	行政事務標準当用明朝	7		非出力

40		送付先_対象者氏名	文字	200	行政事務標準当用明朝	7		非出力
41		送付先_カスタマーバーコード	バーコード	60	−	−		バーコード種類：郵便番号ヒューマン文字：OFF非出力
42		通知書タイトル	文字	40	行政事務標準当用明朝	7		非出力
43		通知書本文	文字	2000	行政事務標準当用明朝	7		コンビニバーコードが表示されない場合に、当該部分に「コンビニバーコードは使用できません」等の文言を表示する。
44		通し番号	数値	15	行政事務標準当用明朝	7		非出力
45		通知日_元号	文字	20	行政事務標準当用明朝	7		非出力
46		発行者名_肩書き	文字	60	行政事務標準当用明朝	7		非出力
47		発行者名_首長名	文字	120	行政事務標準当用明朝	7		非出力
48		公印	イメージ	−	−	−		非出力
49		公印省略時文言	文字	120	行政事務標準当用明朝	7		非出力
50		年度・税目・期別	文字	60	行政事務標準当用明朝	7		非出力
51		税額タイトル	文字	50	行政事務標準当用明朝	7		非出力
52		帳票整理番号	数値	15	行政事務標準当用明朝	7		非出力
53		印字位置確認用	文字	2	行政事務標準当用明朝	7		
54		OMR1	バーコード	-	-	-		非出力
55		OMR2	バーコード	-	-	-		非出力
56		OMR3	バーコード	-	-	-		非出力
57		OMR4	バーコード	-	-	-		非出力
58		OMR5	バーコード	-	-	-		非出力
59		OMR6	バーコード	-	-	-		非出力
60		OMR7	バーコード	-	-	-		非出力
61		OMR8	バーコード	-	-	-		非出力
62		OMR9	バーコード	-	-	-		非出力
63		OMR10	バーコード	-	-	-		非出力
64		OMR11	バーコード	-	-	-		非出力

65		OMR12	バーコード	-	-	-		非出力
66		BCR_CODE39	バーコード	-	-	-		非出力
67		BCR_NW7	バーコード	-	-	-		非出力
68		窓あき部分連番	文字	11	行政事務標準当用明朝	-		非出力
69		返送用登録番号	文字	200	行政事務標準当用明朝	-		非出力
70		改頁キー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
71		山分けキー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
72		ソートキー	文字	3000	行政事務標準当用明朝	-		非出力
73		ライフサイクルID	文字	36	-	-		非出力

業　務　委　託　契　約　書　（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第１条　甲は、和歌山市国民健康保険料納入通知書等の印刷及び印字、封入封緘業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、契約日から令和１０年５月３１日までとする。

（委託業務の処理方法）

第３条　乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金額）

第４条　委託金の額は、　　円（消費税及び地方消費税分　　円を含む。）とする。

２　委託金の支払いは１２回払いとし、１回あたりの金額は　　円とする。ただし、１回目については、　　円を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第６条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第７条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第９条　乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第１０条　委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

２　甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第１１条　乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務を履行しないときは、その不履行分に相応する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は甲が定める。
２　前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
３　前項の賠償額は、甲が乙に対し、委託金額の１００分の３０までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
（履行遅滞に係る損害金）
第１２条　甲は、乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。
２　前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額とする。
（確認）
第１３条　乙は、毎月当月分の委託業務の実績報告を行い、甲の確認を求めなければならない。また、甲は、本契約の履行において必要があるときは、乙に報告を求め、調査を行い、適切な措置を求めることができる。
２　乙は、前項の確認の結果、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。
（委託金の支払）
第１４条　委託金の支払いは月払いとし、乙は前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月分の委託金の支払を請求するものとする。
２　甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から３０日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
３　乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てる。）の延滞利息の支払を甲に請求することができる。
（甲の解除権）
第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
（１）その責に帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。
（２）正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
（３）第２３条第１項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
（４）第２４条第１項に規定する和歌山市情報セキュリティーポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。
（５）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。
２　前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。
３　甲は、第１項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。
第１６条　甲は、契約期間中、前条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して１４日前までに通知をして契約を解除することができる。
２　第８条第２項及び前条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第１７条　乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（１）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第１８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（２）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（３）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは

運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第１９条　乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）第８条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第８条第１項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の１０分の５（１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。

２　第８条第２項及び第１５条第３項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（契約不適合責任）

第２０条　甲は、第１３条の規定による確認の日から甲が指定する日まで、成果品が種類、品質若しくは数量に関して契約に適合しない場合、その不適合のない成果品の再制作を乙に対し、請求することができる。

２　甲は、前項の不適合のない成果品の再制作に替え、損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第２１条　甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第２２条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第２３条　乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（ポリシーの遵守）

第２４条　乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

２　乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条に規定する別記

の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（補則）

第２５条　この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　月　日

甲　　住　所　　和歌山市七番丁２３番地
　　氏　名　　和歌山市
　　和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

乙　　住　所
　　氏　名

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（従事者等の明確化）

第２　乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（適正な管理）

第３　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

（２）個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

（３）その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

（教育の義務）

第４　乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

（秘密の保持）

第５　乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（受託目的以外の利用等の禁止）

第６　乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

（再委託の禁止）

第９　乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を

委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

２　前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第１０　乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第１１　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１２　乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（１）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（２）当該事故の原因を分析すること。

（３）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（４）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第１３　乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。